

会 議 録

| | | |
|---------|--|--|
| 会議体名 | 平成30年度第2回豊島区男女共同参画推進会議 | |
| 開催日時 | 平成30年9月25日(火)18時30分～20時00分 | |
| 場 所 | 男女平等推進センター 研修室2 | |
| 出席者 | 委員 | 鹿嶋会長、岩田副会長、星委員、ふま委員、清水委員、村上委員、高橋委員、森永委員、ゾントーク委員、佐藤委員、濱委員、太田委員、立山委員 |
| | オブザーバー | 和田氏、小吹氏 |
| | 事務局 | 天貝部長、能登所長、高島係長、乙川、平田 |
| 公開の可否 | 会議 | 公開 |
| | 会議録 | 公開 |
| 会議次第 | 1 会長挨拶 2 議題 (1)パートナーシップ制度の創設について (2)「男女共同参画推進条例」改正の課題について (3)先行自治体の状況について (4)「パートナーシップ制度創設に係る調査」について《報告》 (5)その他 | |
| 提出された資料 | <資料> 資料1 パートナーシップ制度の創設について 資料2-1 「男女共同参画推進条例」改正の課題について 資料2-2 性の多様性を追加する条例案 資料2-3 男女共同参画を再定義する条例案 資料3 先行自治体の状況について 資料4-1 「パートナーシップ制度創設に係る調査」調査結果 資料4-2 先行自治体における制度導入による施策への影響 参考資料 請願書(パートナーシップの宣誓制度創設) | |

会 議 録

1 会長挨拶

(事務局)定刻となった。現在の委員の出席者数は12名で、会議開催の委員定足数に達していることを報告する。

(会長)豊島区男女共同参画推進会議を開催する。傍聴希望者はいるか。傍聴を許可してよろしいか。では、議事を妨げることはないよう入室を許可する。

2 議題

(1)パートナーシップ制度の創設について+(2)「男女共同参画推進条例」改正の課題について

(事務局)資料1に基づいて説明。

(会長)事務局と私で事前に話し合い、豊島区は男女共同参画推進条例を改正するという形でパートナーシップ制度を盛り込んでいくことが望ましいと考えている。これに関連して、男女共同参画の定義をそのまま使用するか、または多様な性を含めるために変更するかの検討が必要である。

(会長)資料2-2、2-3に基づいて説明。

(会長)こちらに資料はないが、国立市は「すべての人」と表記しており、画期的なものとなっている。豊島区はどのような定義を用いるか、これから意見を出し合うが、本日中に結論が出ない可能性もある。(継続の審議が必要かは)流れを見て判断したい。

(事務局)審議の前に資料2-1の説明をしてもよろしいか。

(会長)説明願う。

(事務局)資料2-1に基づき説明。

(会長)何か意見はあるか。

(委員)他区は別の方法を選んだのは、渋谷区の方法では不十分だったということではないか。

(委員)不十分という意見について、必ずしも男女共同参画がいきわたっていない状況で、パートナーシップ制度が必要となった中で、渋谷区型の方法かそうでない方法かを定める基準は、どちらが男女共同参画及びパートナーシップ制度が推進できるかという点にあると考える。また、渋谷区は条例のために、法律等との関係で縛りがあったのか。

(事務局)先行自治体になぜ要綱で実施したのかを問い合わせた際、区民の責務や義務を課すものではないため要綱で実施したという回答だった。また、法規担当に確認をしたところ、条例を根拠に当制度を実施したとしても、「できる規定」のため、法律との整合の問題はないとのことだった。

(会長)国もまだ「男女」で定義しているが、LGBTの問題は男女二元論が限界にきていることを痛感させられ

会 議 録

る。渋谷区が実施したときは「男女」が限界だったのかもしれないが、時代が進んできており、先のことを意識して検討する必要がある。

(委員) 条例と要綱のハードルの高さの違いがよくわからない。

(事務局) 当制度は男女共同参画推進条例の改正で進めるということは決定している。要綱は、各所管課が事業を実施するための根拠として位置付けているもので、多くは部長決裁や課長決裁で作ることが出来るものである。

(副会長) 会長の言う二元論の限界はもつともであるが、条例でいく場合、元となる法律の定義が変わらないうちに、定義を変更することは可能なのか。また、先行自治体が要綱で実施している「思いを受け止める」制度とはいったい何なのか、条例ではっきりと位置付けることが必要であると考え。また、タイトルが「男女共同参画推進並び多様性を尊重する～」とあるとクリアでわかりやすいが、男女の定義を改めて多様性を含めるとして「男女共同参画推進条例」というタイトルが変わらないとすると、多様性が含まれていることについて、一般の方の理解が進まないのではないか。

(事務局) 男女共同参画の定義を変更する場合には、条例名を変更しないことも可能だが、変更することも可能である。

(委員) 実のある制度にすることが第一だが、区民の理解を得ることが重要なポイントであると考え。男女共同参画の定義を改めて「誰もが～」とする場合、区民が現行の男女共同参画の意味合いが薄まったと感じる懸念があるのではないかと。請願の中でも、制度の創設と共に区民の理解を得たいという内容もあった。その点を中心に反映していくことの難しさを感じながら、皆さんの意見をうかがいたい。

(会長) 男女共同参画が曖昧になりはしないかという懸念はある。ただ、男女二元論が限界に来ている以上、区として先駆的に変えていくことも可能性としてはあるのではないだろうか。

(委員) 男女共同参画の過去の歴史を考えると、この条例は昔からある女性に対する差別のためにできた条例であると考え。それがまだ改善されていない現状を考えると、パートナーシップ制度単体の条例を他の課で作るべきではないか。例えば、東京都は人権関係の啓発物を教育委員会から出している。別建てでわかりやすくした方がアピールにもなるのではないかと。また、この資料を受け取ったのが会議の日程のギリギリで、所属団体のメンバーで検討する時間がなかった。豊島区でも女性のことを研究しているような団体があるので、そのような方々にも意見を聞いてはどうか。また、5年程前から実施している女性への暴力防止の運動である「break the chain」で、今年のテーマはLGBTQIAである。このように組み込む方法もあるが、別建ての方がインパクトがあつていいのではないかと。

会 議 録

(委員)男女共同参画ができた背景は誰もが平等である世界を目指すということだったと思うが、当時は女性の差別が特に目立ったため、他に差別される対象が視野に入っていなかったのではないかと。状況が変わった現代において、男女共同を「誰もが平等」に置き換えてもいいのではないかと。たしかに、女性の権利は確立されていないが、それは他のマイノリティを排除することで良くなるものではなく、同じように考えることでどちらも良くなっていくのではないかと。単独で取り上げることでアピールになるという考えもあるが、それは戦略的なことであって理念的なことではないと思う。

(委員)法律を上回るものを条例で制定する上乗せ条例というものがあったと思う。今回豊島区も踏み込んだ条例を制定してもいいのではないかと。

(会長)男女共同参画推進条例を改正していかにパートナーシップ制度を組み込むかである。その前提は崩さずに議論をしたい。

(委員)男女共同参画についても大事にしてほしいが、性の多様性を同じ考え方に組み込むとなると、どこまでできるのかということで検討が必要であると考えている。議員の中で議論をしたが、男女共同参画は現行の理念のまま進め、人権と性的マイノリティは別の考え方でできないかという意見もあった。男女共同参画についても課題は山積みであるから、その上で性的マイノリティのことを考えていきたい。

(会長)LGBTの方の数は8%と言われている。最近の議論ではLGBTIとされることもあり、インターセックスの方も含まれ、女性であっても卵巣や子宮がないという人もいる。今までは男女という二元論を前提としていたが、状況が変わり、少数派という位置付けではカバーしきれないことを示している。とても難しい問題である。

(委員)豊島区のパートナーシップ制度の話について、豊島区はすごいと会社で言われた。少し前にあった消滅可能性都市や待機児童の問題もすぐに解決してとても躍動感のある区だと褒められる。今回のことも応援してくれる人が多く、世の中は動きの速いところについていくし、必要としているという感想を持っている。また、男女共同の定義について、女性の問題について解決されていない部分はまだ多いと思うが、男女だけではないということは動かしようのない事実である。LGBTだけでなく、外国人や宗教的なことも入ってくると思う。女性だけに特化するのではなく、もう少し広く考える必要があると考える。

(委員)パートナーシップ制度を作る際は、相談窓口は分けて確保すべきであると考えている。

(委員)LGBTの当事者の方と接する機会があり、多くの当事者の方がいるという印象を受け、男女だけではなくってきたと感じる。そのような中で豊島区のパートナーシップ制度の話をしたところとても喜ばれ、嬉しく感じた。男女共同参画の定義について、変更しなくてもいいのではないかと考えていたが、「男女」を

会議録

「誰もが」に変更した方が喜ばれることなのではないかと感じた。様々な意見があると思うし、まだはっきりと判断はできないが、その方がいいのではないかという考えになってきている。

(委員)この会議で決めていいのか。「男女」を「誰もが」に変更した場合、区民の理解がどこまで進むのかは難しいところだと思うが、10年後20年後のことを考えると「誰もが」にした方がいいのではないかと考える。また、パートナーシップ制度創設の請願を議会で採択したのであれば、議会である程度の方向性を決めて欲しい。この会議の委員で話し合った結果がどの程度の納得性を持ち、理解を得られるのか。これを医師会の理事会に持って帰ったときに理解できる人はいないだろう。なぜ私がこの議題を議論する立場なのかと聞かれるだろうと思う。個人的な意見としては、先のことを考えると「全ての性」とした方がいいのではないと思うが、「渋谷区型」か「世田谷区式」ということではなく、豊島区としてどうするかを考えるべきである。

(会長)(男女共同参画について)十分な認識が出るまで待つとなると、10年20年かかってしまう。時代の転換というものがあって、それに先行するということが重要ではないかと考える。男女共同参画も現実離れしていると言われながら始まった一面もある。個人的な意見としては、男女共同参画の定義を改めて「誰もが」とした条例とするのがいいのではないと思う。

(副会長)私は定義を改めることを全面否定するつもりはないが、もし定義を変更する場合は「多様性」という文言を入れ込んで、条例名をわかりやすく変更すべきではないかと考える。「男女」とついていることで、多様な性的指向の方々は疎外感を感じるのではないか。

(会長)渋谷区の二番煎じの条例を作っても仕方ない。20年30年先まで考えたときに、豊島区が素晴らしい条例を作ったと言われるようなものを作ることが需要である。「多様性」を入れ込むことで男女共同参画がぶれることはない。ただ、書き出しを「男女」にするか「すべての人」にするかという話である。

(委員)見ようとしなければ見えなかったものが、やっと姿が見え始めている。このタイミングを逃すともったいない。ひとつステップを進めるというのはいいことだと思う。

(委員)現状に合った条例か、先を見据えた条例かという判断は、会長や太田委員のおっしゃるとおり重要なことだと思う。男女共同参画についてまだ十分ではないということや、パートナーシップ制度についてまだ区民の理解が進んでいない中で、これからどうすべきかを考える必要があると思う。

(委員)専門のプロジェクトチームは立ち上げるのか。

(事務局)まずはこの会議で審議し、一般の区民の意見を広く求めると同時に理解を促進するために区政連絡会等で意見をいただき、この会議にフィードバックしたい。また、有識者等を集めての検討は行わ

会議録

ないが、豊島区ならではの事業ができるか等の検討は庁内の所管課と調整して行っていく。

(委員)パートナーシップ制度を男女共同参画推進条例に組み込むということは決定なのか。

(会長)現行の条例に組み込むと考えてほしい。

(委員)請願を審査する委員だったが、その時の議論としては、当事者の人権が尊重されるべきという点がメインであった。すぐに判断することは難しいが、形をどちらにするかということよりも、より良い制度にするために議論を重ねていくことが重要であると思う。

(会長)LGBTをマイノリティと位置付けること自体、今の時代は違うのではないかと思う。マイノリティではなく一人ひとりの人権を尊重して考えるべきである。まだ男女平等が実現していない中で何を言っているのかと言われるかもしれないが、先を見据えて考えることが必要だと思う。

(委員)「男女共同参画推進並びに多様性を尊重する条例」という条例名案は、ダブルスタンダードではないか。男女は共同するが多様性は尊重されるだけなのかと感じる。

(事務局)本日オブザーバーとして参加しているレインボーとしまの会の2人から制度創設に対する想いをうかがう。

(オブザーバー)本日は出席することができてありがたく思う。私自身は同性愛者である男性であり、高校3年生の息子がいる。息子は何も気にしておらず、当事者の集まりにも一緒に参加している。この会議でここまで議論してもらっていることに感動し、請願の採択の重みを感じている。私達の会は「豊島区区民が住みやすく、楽しく暮らせること」を大事にしてきた。この会も1年半、大小ありながらも会を重ね地域の方々と交流し、映画を見たり、勉強会をしたり、食べ歩きをしたり、普通の人であるということを理解してもらった。多くの署名が集まり採択をされたという積み上げがある。よって、奇をてらわず、私たちが住みやすく、楽しくやっていくための条例であればいいと思っている。最後に、条例へのこだわりで是非伝えたいのは、私は東京海上に勤めているが、損害保険の約款が昨年4月に金融庁の許可を経て、配偶者というくりに戸籍上の性別が同一のものを含むと明記した。生命保険というのは第三者受取人について以前から様々な制度があり受取人にはなれた。しかし、損害保険が約款を変えるのは非常に重いことである。実は何十の約款があり、その約款において0全て配偶者の規定を変え、金融庁の許可を取って追随できるのは規模の大きい企業のみである。さらにその中で東京海上が同性パートナーとして認めるのは渋谷区の証明に限られる。理由を本店に聞いたら、条例で制定されているからとの回答だった。要綱は区長の判断によるルールでしかない。条例は自治体の法

会議録

令である。極端な話、罰則を決めることもできる。条例で制定されている渋谷区だけがクリアし、それ以外は要綱であろうがなかろうが関係ない。これを私自身が重く受け止め、豊島区ではぜひ条例をとらせた。では渋谷区(の方式)でいいのではと思うが、渋谷区は公正証書を作成する必要があり費用もかかる。私たちがパートナーシップという形で一步前進するのであれば、できれば普通の婚姻届と同じように、立会人や第三者の署名があってもいいと思う。あとは住民票、戸籍など日本にはしっかりとした制度があるので、条例でくれば悪いことをした場合には追いかける。できれば豊島区ならではの、公正証書無しの条例で実施となれば豊島区はすごいと思う。皆様の熱い議論を聞いて、胸が熱くなっている。これが来年の春に向けて進んでいき、マイノリティではなく多様性ということで豊島区の皆さんが幸せになり、プラスアルファで他の自治体、都道府県、国にインパクトを与え、そのきっかけになれば幸せであり、請願を出した価値があったと思う。

(オブザーバー)3年前に渋谷区で条例ができたときに引っ越しを考えたが、調べたら公正証書などでひとり10万ぐらいかかることがわかり、お金を払ってまでお願いしたくないと思った。生きている間にそれが叶うかわからないが、豊島区では書類のみで認めてほしい。その1年後に母が急に亡くなり、私の家族は私のことも彼女(パートナー)のことも知っていてかわいがってくれたが、家族じゃないと病室にも入れず、1人でロビーに待っていて死に目にも会えなかった。それまでは、わかってくれる人、認めてくれる人がいればいいと思っていたが、葬式も親族のところと並べずにごく理不尽だと思った。彼女はクローゼットで彼氏と住んでいると言っているが、普通に商店街では腕を組んだり、手をつないだりして歩いている。2人で歩いていないと逆にケンカしたのかと言われるくらい仲がいい。だから豊島区から離れたくないし、パートナーが倒れたときに手伝いができる制度を作って欲しい。自分が母の死で体験していることから、明日倒れるかもしれないし、できるだけ早急に病室に入れるようにすることなど、普通のことだけでも認めてほしい。

(3) 先行自治体の状況について

(会長)会議時間が残り少ないため、議題3は次回に回す。

(4) 「パートナーシップ制度創設に係る調査」について《報告》

(事務局)資料4-1、4-2に基づき説明。

(会長)質問はあるか。

(5) その他

会 議 録

(事務局)本日審議できなかった議案について10月中に追加の会議を開催する。日程が決まり次第追って連絡する。

(会長)本日はこれで終了とする。

【閉会】